

# 自動車教習所業界限定でオンライン開催 ドローン国家資格制度 概要及び監査セミナー

今から約1年前、無人航空機操縦者技能証明制度が導入され、我々の業界に新たな波紋を広げました。

これは、未来の「空飛ぶクルマ」時代の前段階であり、ドローンと自動車業界が交わる非常に重要な局面だと考えています。

自動車学校業界は、この変化を受けて様々な面で有利な条件を持ち、他の業界に対抗できる存在として成長することが可能です。

未来を見据え、共に歩んでいくために、知識や情報を共有し、業界を発展させる大同団結の機運を高めることが不可欠です。未来に向けて共に前進しましょう。

私たちジドコンは『自動運転×ドローン×空飛ぶクルマ=自動車教習所』という時代を見越して、全国ネットワークを駆使しながら、これからの新しい使命、社会貢献を積極的に果たしていく所存です。

2023  
**11/22**  
WED  
14:00▶16:00

## 概要

**日時** 2023年11月22日(水) 14:00 ~ 16:00

**タイトル** 【自動車教習所業界限定】  
ドローン国家資格制度概要及び監査セミナー

**会場** オンライン開催(ZOOMウェビナー)

**定員** 100名限定

**参加費** 無料(事前登録制)

**対象** ジドコン会員・全国の自動車教習所業界関係者

**主催** 一般社団法人全国自動車学校ドローンコンソーシアム

**申込** 申込フォームでご入力ください。  
※申込締め切り 11月17日(金) 12:00まで

## スケジュール

- 🕒 14:00-14:10 主催者挨拶
- 🕒 14:10-14:55 **第1部** ドローンの免許制度概要と学校の始め方は(対象:ドローン事業新規参入を検討されている企業様)  
一般社団法人全国自動車学校ドローンコンソーシアム 専務理事 笠井慎一
- 🕒 14:55-15:40 **第2部** 登録講習機関の監査について(対象:登録講習機関及び申請を検討されている企業様)  
一般社団法人全国自動車学校ドローンコンソーシアム 副理事 坂崎雄介
- 🕒 15:40-16:00 **第3部** 一般社団法人全国自動車学校ドローンコンソーシアム(ジドコン)について 事務局

## 注意事項

- 本イベントは、当会会員・全国の自動車教習所業界関係者のみご参加可能です。
- 当日の詳細(ZoomのURL・ルールのご説明等)は、前日迄にご登録済のメールアドレスへご連絡します。
- 本イベントはリアルタイム配信となりますので、開催時間外のご視聴や、一時停止・巻き戻し等はできません。
- セミナー映像の複写・録音・録画等の不正行為は禁止します。

申込みは  
こちらの  
QRから



**ジドコン**

一般社団法人全国自動車学校ドローンコンソーシアム  
DRIVING SCHOOL DRONE CONSORTIUM

一般社団法人全国自動車学校ドローンコンソーシアム  
ジドコン事務局  
〒110-0005 東京都台東区上野1-20-1-5F  
TEL: 03-5812-4195

全国自動車学校  
ドローンコンソーシアム



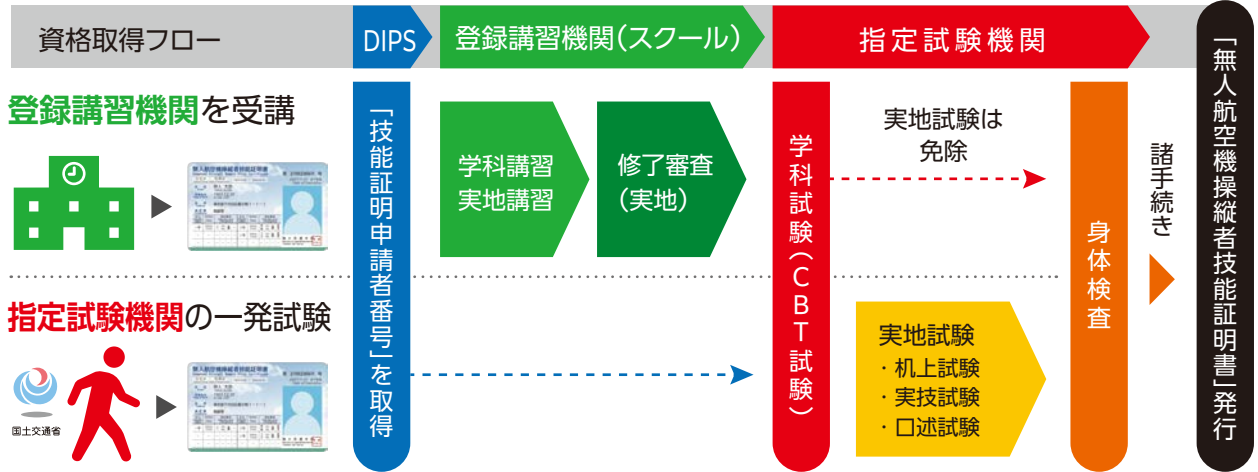
<https://jidocon.org/>



次代の風をよむ。

# 資格取得までの流れ

国家資格「無人航空機操縦者技能証明」を取得するには、2つのパターンがあります。ひとつは国土交通省の指定試験機関で直接試験を受ける方法。もうひとつは国が認可した登録講習機関(=スクール)に通い、学科試験のみ受験する方法です。



車の免許に例えると...

登録講習機関 = 教習所

指定試験機関 = 免許センター

登録講習機関(スクール)を修了すると、指定試験機関での実地試験※が免除に!

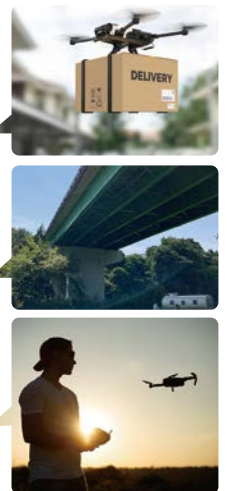
※実地試験は操縦試験に加え、机上や口述の試験が行われます

# 資格の種類

取得できる資格は一等無人航空機操縦士と二等無人航空機操縦士の2種類。一等は立入管理措置(※1)を取ることなく、二等は立入管理措置を取ることによって特定飛行(※2)が可能となる資格です(飛行時の手続きは一部を除き必要)。

(※1)立入管理措置...第三者が飛行範囲に立ち入らないよう制限する措置 (※2)特定飛行...原則禁止されている飛行の空域および飛行の方法

資格区分	対象者
<b>一等</b> <b>無人航空機操縦士</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 物流事業者のドローンパイロット (目視外による第三者上空飛行など)</li> <li>● 一等資格用のスクールの教官</li> </ul>
<b>二等</b> <b>無人航空機操縦士</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インフラ点検、空撮等の事業用ドローンパイロット</li> <li>● 二等資格用のスクールの教官</li> </ul> <p>人口集中地区、人・物件30m未満等による飛行を第三者上空以外で頻繁に実施</p>
<b>ライセンス不要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● レジャー飛行</li> </ul> <p>・人口集中地区以外での日中目視内飛行(規則対象外)          その他、都度国の許可・承認を取得</p>



# FAQ よくわかる!ドローン資格制度



**Q.登録講習機関に通わず、資格を取ることはできますか?**

**A.**可能です。その場合、指定試験機関で実地試験を受ける必要がありますが、操縦技能以外に飛行計画や点検に関する知識が問われるなど、簡単な試験ではありません。

**Q.スクール以外に費用は掛かりますか?**

**A.**スクールの受講料以外に、指定試験機関への受験申請費用、国土交通省への交付申請費用などが掛かります。詳しくは国土交通省HPなどをご確認ください。

**Q.「技能証明申請者番号」とは何ですか?**

**A.**指定試験機関の試験や登録講習機関での受講に必要な番号です。あらかじめドローン情報基盤システム(DIPS2.0)のホームページから取得してください。こちらのQRからもアクセスできます。



**Q.経験者と初学者の違いは何ですか?**

**A.**経験者は登録講習機関が認める民間ライセンスを保有する方または十分な飛行経験(自己申告)を有する方が対象です。経験不足の方が経験者として受講した場合、修了審査を通過できない可能性がございますので、ご注意ください。

**Q.学科(CBT)試験とは何ですか?**

**A.**「Computer Based Testing」の略称で、コンピューターを使用した試験方式です。全国各地のテストセンターで受験できます。

**Q.身体検査とは何ですか?**

**A.**身体検査は視力など一定の身体基準を満たしているか確認するもので、医療機関の診断書、指定試験機関の身体検査受検のほか、自動車免許証など有効な公的証明書の提出でも受検可能です。(一等無人航空機操縦士は除く)